

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」
中間とりまとめ（案）に対する意見

伊藤 定勉 全国町村会理事、滋賀県豊郷町長

第2回実行会議を欠席いたしますが、下記の意見を提出いたします。よろしくお取り計らいいただきますよう、お願いいたします。

記

5頁 2. 改革推進期間の成果と課題

二つ目の○の5行目、「指導者の確保等の課題の解決」に「指導者の確保や生徒の参加方法等の課題の解決」を加えていただきたい。

8頁 (3) 次期改革期間の設定

各県・各市町村の現状やこれまでの推進状況を踏まえると、「改革推進期間」内に体制を構築するのは難しい状況にある。次期改革期間を6年間と設定するのであれば、国として、(3)次期改革期間の設定項目に、到達目標的な内容や年度を具体的に明記することが必要ではないか。

8頁 (4) 次期改革期間における費用負担の在り方等

次期改革期間における費用負担の在り方等において、受益者負担が明記されているが、過去に公立学校の部活動に係る費用は公費で負担してきた経緯を踏まえ、可能な限り公費で負担することを原則とされたい。

また、地域展開・地域連携を進める上で、指導者への報酬など地方自治体が負担せざるを得ない経費がかかり増しするような場合においても、国による手当（財政措置）をお願いしたい。

さらに、本町では、多様なスポーツに触れることができる多種目スポーツを地域クラブ活動に位置付けているが、実証事業の補助対象外となっている。現状の部活動からの地域展開が補助対象であることは理解できるが、地域における多様な取り組みであるため、国による必要な手当（財政措置）をお願いしたい。

9頁 (5) 更なる改革のために特に地方公共団等に伝えるべきこと

二つ目の○の2行目に、「日本中学校体育連盟（都道府県中学校体育連盟）」を加えていただきたい。

その他

外部指導者・地域の指導者の確保は容易でなく、都市部と地方、部活動の種別等により、指導者確保の状況は大きく異なる。部活動の地域連携や地域移行（地域展開）に関わり指導にあたる人材を確保するにあたっては、国も必要な支援を行っていただきたい。

また、中間とりまとめ（案）では、休日については「次期改革期間内において、原則として、全ての部活動において地域展開を達成することが考えられる。その際、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの達成を目指すことが望ましい」としているが、全国町村会においては、休日・平日に関わらず、また中山間地域や離島を含め全ての地域において、「地域展開」と「地域連携」を同列に選択できるようにする意見である。参考までに令和6年9月5日に、文部科学省・スポーツ庁等関係各所に要請した要望書を提出させていただく。

今後の部活動の在り方に関する要望

令和4年12月に示された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」にて、「『地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。』という意識の下で、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。」ことが策定の趣旨として示されており、全国926町村においても、こうした趣旨を理解し取り組んでいる。

しかしながら、子供たちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる豊かな機会である部活動を確保する視点に立ち考えると、指導者や受け皿の確保、活動場所や予算などの運営上の問題、平日と土日の活動の接続や大会の在り方、移動手段の確保など、課題は山積している。

これを解決するには、様々な課題を抱える学校や、地域の実情に合わせて複数の道筋や多様な方法があることを確認するとともに、国と地方自治体において、十分な合意形成を図ることが重要である。

よって、国は次の事項を確約すること。

1. 指導者の確保

外部指導者・地域の指導者等の確保は容易ではなく、都市部と地方、部活動の種別等により、指導者確保の状況は大きく異なる。部活動の指導にあたる人材については、国の責任において確保すること。

2. 部活動指導体制の選択

部活動指導体制の方向性は一律とせず、地域の実情等を総合的に考慮し、①学校教育の一環であることを重視した、教師等も指導者となる学校主体の「学校部活動」と「学校部活動の地域連携」、②地域の団体・指導者に指導をゆだねる「地域移行」を同列に選択できるようにすること。

3. 部活動指導者の待遇格差の解消

子どもたちのスポーツ・文化芸術機会確保の観点から、教師等又は外部指導者が指導業務に従事する場合、献身的な教師の指導に対する同一労働同一賃金の観点により、教員特殊勤務手当を外部指導者報酬と同額になるよう体制を整備すること。

令和6年9月5日

全国町村会長
吉田隆行